

学校体育施設開放利用者心得

※学校体育施設開放利用者は以下の心得を厳守して下さい。なお、心得に違反した場合は「三郷市立小中学校体育施設の開放に関する規則」の第 12 条により利用の取り消しや停止をする場合があります。

- (1) 屋内・屋外運動場の利用時間には、準備及び片づけ（清掃）の時間も含まれます。特に終了時間については厳守すること。
- (2) 紙くず・空缶・ペットボトル等ゴミは利用団体が責任をもってすべて持ち帰ること。
- (3) 学校敷地内での飲酒・喫煙行為は絶対に行わないこと。学校周辺においても近隣住民に配慮すること。
- (4) 利用後は、グラウンド整備・モップ拭きをして設備用具の整理整頓に務め、利用日誌を記入のうえ、照明と空調電源を切り、戸締り・施錠・SECOM 設定を行い、速やかに退出すること。（鍵の取り扱いには十分注意すること。利用団体が SECOM 解除操作を行わず、警備員が現場に駆け付けた事故がありました。）
- (5) 利用中、鍵は原則としてキーボックスに保管し、返却時は複数人で確認するなどして、持ち帰りが発生しないよう厳重に管理すること。
- (6) 許可した日時以外の使用、駐車場や校舎周辺など許可を受けていない場所での活動・利用は絶対にしないこと。
- (7) 登録種目に必要な施設以外は絶対に立ち入らないこと。
（放送室・ステージ等立ち入り禁止）
- (8) 登録種目に必要な備品以外は使用しないこと。
- (9) 施設設備・備品を壊したり又は失くしたりした場合は、必ず学校とスポーツ振興課に報告し（別紙 事故報告書）その指示を受けること。（基本的に修繕等の費用は利用団体の負担となります。）
- (9) 屋内運動場（体育館）は、土足で出入りしないこと。
- (10) 屋内運動場では、床面の汚れに注意し、次の行為を禁止する。
 - ① 水気のある物の使用
 - ② 火気の使用
 - ③ 飲食物の持ち込み（水分補給の飲料物を除く）
- (11) 利用団体は、スポーツ安全保険に必ず加入すること。
- (12) 学校開放利用者の駐車場で起こった事故はスポーツ振興課・学校は一切の責任を負いかねます。

※学校教育又は施設の管理上支障が生じたとき、その他緊急災害等のやむを得ない必要が生じたときは、利用中断を要請することがありますので、その指示に従ってください。